

介護サービス事業者の指定等に係る手数料の徴収について

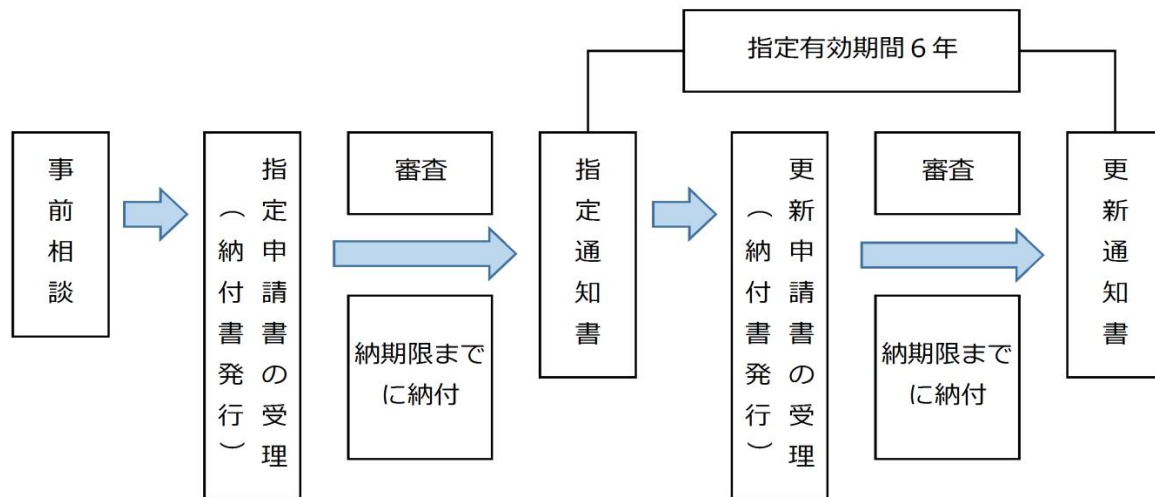
介護サービス事業者の指定等の申請に対する審査について、受益者負担の観点から、平成 30 年 4 月 1 日以降の申請受付分から、手数料を徴収することになりました。

1 手数料の額

| | サービス種別 | 指定申請手数料 | 指定更新手数料 |
|---|---------------|----------|----------|
| ① | 地域密着型サービス | 30,000 円 | 10,000 円 |
| ② | 地域密着型介護予防サービス | 30,000 円 | 10,000 円 |
| ③ | 居宅介護支援 | 30,000 円 | 10,000 円 |

- ・ ①、②を一体的に行うために申請を同時に行う場合は、②の指定・更新手数料は徴収しません。
- ・ 市外の地域密着型（介護予防）サービスを指定及び指定更新する場合の手数は徴収しません。
- ・ 介護予防支援事業者を指定及び指定更新する場合の手数は徴収しません。

2 申請の流れ



- ・ 指定につきましては、工事等の着工前に事前協議を完了する必要があります。事前協議が完了した後、工事等に着工し、建物・設備を整えてから指定申請を行っていただきます。地域密着型サービス事業者の新規指定は、7月1日、11月1日、3月1日に行いますので、その2か月前までに指定申請書を提出してください。

3 納付方法

- ・ 申請書を受理した際に、納付書をお渡しします。
- ・ 納付書裏面に記載の金融機関で、納期限までに手数料を納付してください。
- ・ 納付確認の後、指定（更新）通知書を送付します。
- ・ この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定や指定更新等ができない場合でも手数料は返還しませんので、ご了承ください。